2026年
10月1日
受付開始

建築確認等の 電子申請 受付を開始します



電子申請のメリット

☑ **24時間どこからでも申請が可能**
（関連手続で来庁が必要な場合があります。）

☑ **申請書の印刷・折り込み作業が不要**

システムにアクセス → 利用者登録 → 申請・手数料納付 → 補正 → 済証交付

対象手続

確認申請、**計画通知**（計画変更を含む。）
完了検査、**中間検査**

※各種許認可、証明等は電子申請の対象外です

ご利用にあたって

- **兵庫県に申請される手続が対象となります。**兵庫県以外の特定行政庁や指定確認検査機関に申請される場合は、それぞれの申請先にお問合わせください。
- 手数料の納付は兵庫県電子納付サービスをご利用ください。
  電子納付の場合、領収証は発行されませんので、あらかじめご了承ください。
- 申請にあたり利用するシステムは、それぞれに定める留意事項・利用規約をご確認ください。
- 詳細は兵庫県ホームページをご覧ください。

詳細・問合せ先はこちら

問合せ先：各県民局・県民センター土木事務所まちづくり建築課

確認申請書の提出先が変わります

確認申請書の提出先が市町から県民局・県民センターに変わります

2026年10月1日から変更

☑ **電子申請の導入にあわせて、紙の確認申請書等の提出先が変更となります。**

対象手続

兵庫県に申請する**確認申請**、**計画通知**（計画変更を含む。）、**建築工事届**、**建築物除却届**

※完了検査、中間検査の申請は各県民局・県民センターへ、各種許認可等は市町へ、これまでどおり提出してください。

手続	～2026.9.30の提出先	2026.10.1～の提出先
確認申請、計画通知（計画変更を含む。）	**市町（消防）**	**県民局・県民センター※**
建築工事届、建築物除却届	**市町**	**県民局・県民センター※**
完了検査、中間検査	県民局・県民センター	県民局・県民センター
各種許認可	市町（消防）	市町（消防）

変更日

2026年10月１日（木）から

※2026年９月30日以前に市町で受理されたものは市町で受理

問合せ先はこちら

問合せ先：各県民局・県民センター土木事務所まちづくり建築課